

第103回社会保障審議会障害者部会・全育連発言要旨

令和2年（2020年）11月30日 15時00分から
ベルサール飯田橋駅前

資料1

自立支援医療、補足給付、医療型個別減免の経過的特例について

- (1) いずれも、国の提案どおりで経過措置を延長することに賛成する。
- (2) 特に育成医療については、障害児に必要な治療を助成するものであり、経済状況に左右されず適切な医療を受けられるような対応を引き続きお願いする。
- (3) 補足給付についても、地域で子どもを育てるために通常必要な費用の負担となるよう調整することに異論はない。他方で、成人期の補足給付については入所施設とGHで大きな差があり、GHにおける補足給付のあり方を検討すべきと考える。特にGHの補足給付については、制度開始時に「まずは1万円からスタートして、状況を踏まえて見直していく」という説明で当会としても賛同した経緯があることから、ぜひ見直しをお願いしたい。

資料2

障害福祉サービス等報酬改定検討チームの議論の状況について

- (1) 経営実態調査の結果から、収支差が5%程度という状況下で新型コロナによる収入減が生じたことを重く受け止めて欲しい。特に知的障害者の地域生活に不可欠なショートステイや行動援護が大きなダメージになっていると考えている。より一層のサポートをお願いしたい。
- (2) また、処遇改善加算の実績が着実に上がっていることを評価する。一方で、ほとんどの事業所で処遇改善加算が前提で現状の賃金水準になっていることを踏まえ、制度の継続が不可欠と考える。
- (3) 就労継続支援B型の類型化は、当会としても前回の障害者部会で施設外就労加算の廃止へ懸念を示しており、今回の提案を一定評価する。ただし、施設外就労加算が廃止されるインパクトは非常に強いことから、今回の提案によってソフトランディングできるように配慮していただきたい。
- (4) あわせて、今回のB型を類型化提案は、ある意味で就労系を含む日中サービス全般を見直すことにもつながるものと考えている。雇用と福祉の連携検討会などで、しっかりと今後の方向性を議論する必要があると考える。

- (5) 障害児支援については、障害児入所施設における小規模化の推進を評価する。他方で、前回の障害者部会でも発言したとおり、重度障害児の多くは強度行動障害であり、児童期からの支援体制構築が不可欠である。放課後等デイサービスにおいても行動障害のある子どもの受入れが困難となっていると聞いている。特に行動障害については年齢横断的、かつサービス横断的に支援体制を再検証していただきたい。
- (6) 障害者虐待の防止、身体拘束等の適正化について、虐待防止委員会の設置を義務化することに賛成するとともに、身体拘束の禁止規定をヘルパー系サービスに拡大することはぜひ実現していただきたい。とりわけ近年では重度の行動障害を有する障害者が重度訪問介護を活用して地域での独立生活を送るケースが増えており、密室性が高く1：1での支援となること、知的障害はうまく伝えられないことも考えると、身体拘束の禁止規定を盛り込むべきである。

以 上